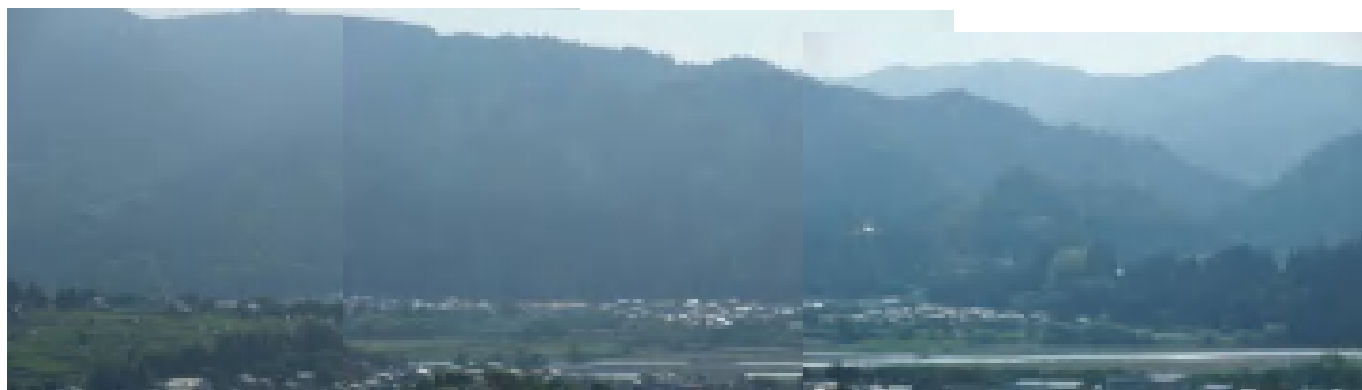


川根本町・島田市川根町身成・藤枝市朝比奈地区活性化計画



静岡県・川根本町・島田市・藤枝市  
平成20年2月(平成22年7月変更)

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	川根本町・島田市川根町身成・藤枝市朝比奈地区活性化計画		
都道府県名	静岡県	市町村名	川根本町・島田市・藤枝市
		地区名	川根本町地区・島田市川根町身成地区・藤枝市朝比奈地区
		計画期間	H20～H23

## 目 標 :

農山村地域は県土の保全や水資源のかん養など多様な機能や豊かな自然を享受できる場であり、この機能を発揮させるには、林業や農業の生産活動を通じた地域資源の適切な管理や集落単位で行われる活発な地域活動が展開されることが重要である。

当地域は林業と茶業が基幹産業であり、林業においては、当地域の木材生産の6割を川根本町が占め、人工林の比率も県下でも高くなっている。また、茶業においては、大井川流域沿いに川根本町と島田市北部地域は「川根茶」として県下でも有数の茶産地を形成している。さらに、島田市北部地域と藤枝市は、昔からお茶街道として交流があり、現在では「天空の回廊」として交流人口を増やす取組が始められたところである。

しかし、茶業と林業ともに、高齢化と担い手不足、茶価と木材価格の低迷等により経営が非常に厳しいものとなっている。当地域全体は、大井川農業協同組合及び森林組合おおいがわ、県志太榛原農林事務所が所管する地域でもあり、地域の活力を高めるために、関係機関が連携して茶業と林業を一体的に推進し経営の健全化を図り、新たな雇用の確保や定年帰農などにより定住人口の減少を抑制する。

川根本町地区では、林業機械施設導入により、木材生産における低コスト・省力化作業の体系化を進め、木材生産量を25.03%の増産を目指し、林業経営の健全化を図るとともに、雇用等を確保することにより、定住人口の減少を抑制する。

活性化計画目標の定住人口については、平成16年3月末の9,540人から平成20年3月末の8,903人と、4年間の減少数が637人となっている。

平成20年4月1日以降も同数の減少が続いた場合、目標年度(平成24年3月末)の定住人口は8,266人にまで減少すると推測されるが、本活性化計画による事業を実施することにより、計画期間の定住人口を平成20年3月末の8,903人から平成24年3月末の8,266人と、4年間の減少数を637人以下に抑制する。

島田市川根町身成地区は、地域の茶園の8割を占める中核施設である荒茶工場の機能を強化し、多様化する消費者のニーズにあった川根茶を生産することにより、生葉価格を維持し、茶農家の農業収入の安定化を図り、定住人口の減少を抑制する。

活性化計画目標の定住人口については、平成16年3月末の1,385人から平成20年3月末の1,331人と、4年間の減少数が54人となっている。

平成20年4月1日以降も同数の減少が続いた場合、目標年度(平成24年3月末)の定住人口は1,277人にまで減少すると推測されるが、本活性化計画による事業を実施することにより、計画期間の定住人口を平成20年3月末の1,331人から平成24年3月末の1,280人と、4年間の減少数を51人に抑制する。

藤枝市朝比奈地区は、「玉露」や「てん茶」に代表される被覆茶を生産する茶産地であるが、傾斜地に小区画な茶園が点在し、機械化の導入は難しく、労働生産性は低い。てん茶工場施設整備により、他のてん茶工場2工場との連携による産地形成による地域ブランドを確立し、地域農業者の経営安定と、担い手の確保や、Uターン農業者の定着により、定住人口の減少を抑制する。

活性化計画目標の定住人口については、平成16年3月末の2,507人から平成20年3月末の2,358人と、4年の減少数が149人となっている。

平成20年4月1日以降も同数の減少が続いた場合、目標年度(平成24年3月末)の定住人口は2,209人にまで減少すると推測されるが、本活性化計画による事業を実施することにより、計画期間の定住人口を平成20年3月末の2,358人から平成24年3月末の2,215人と、4年間の減少数を143人に抑制する。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

当地域は静岡県の中西部、大井川中上流域を中心とした中山間地域にあり、気候は、温暖多雨地帯で、地域の特産品は茶と木材である。古くから山の斜面を利用して茶栽培を行っており、全国有数の茶産地である。

川根本町地区は、大井川の上流部に位置し、町域の約94% (465.7km<sup>2</sup>)を森林が占めており、スギ、ヒノキを主体とした人工林面積は14,115haで、人工林比率72%は県平均の59%を上回っている。年平均気温は概ね14 前後、年間降水量は3,000mmと冷涼・多雨の気候を利用して、古くから茶の栽培が盛んで、全国的にも良質の「川根茶」の産地として知られている。

島田市川根町身成地区は、大井川中流域の左岸に位置する中山間地域であり、大井川沿いのわずかな平坦部に住宅地や農地が集まっている。また、山腹の緩傾斜地にも集落が形成され、住宅・農地等が点在している。当地区の全戸数389戸のうち、244戸(約63%)が農家で、すべての農家が茶業に関係しており、川根本町と同様に良質の「川根茶」を生産している。

藤枝市朝比奈地区は、平成21年1月1日に藤枝市と合併した旧岡部町の北部半分を占め、年平均気温16度前後、年間降水量2,000mm前後と、温暖な気候に恵まれた、茶とみかんなどの農業生産を基幹産業とした中山間地域である。特に茶は、昭和年代に入ってから、京都から玉露茶栽培の技術を導入し、京都府宇治市、福岡県八女市と並んで、玉露の産地として、急速に全国に知られた産地である。さらに、玉露独特の、茶園の被覆技術が普及したことから、簡便な棚被覆で栽培するてん茶(抹茶原料)や、直掛け被覆によるかぶせ茶などの生産量も増加し、小規模な産地ながら、県内では唯一、玉露、てん茶、かぶせ茶が揃って生産される、特徴的な茶産地となっている。地区内の全戸数(596戸)のうち農家は57%(338戸)、茶を栽培している農家は42%(250戸)と、茶業が地域の活性化に重要な地区となっている。

### 現状と課題

当山間地域の主要の産業である茶業と林業を取り巻く状況は、茶価や木材価格の低迷、担い手の高齢化により、非常に厳しいものとなっている。地域の活力を向上させるには、林業や茶業の担い手が経営の持続可能な体制を整備することが急務である。

川根本町地区の林業を取り巻く環境は、林業の全般的な停滞、造林の減少、森林の荒廃等による森林の有する公益的機能の低下が課題である。また、当地域の林業(森林施業)の中核を担う「森林組合おおいがわ」においては、作業員等林業作業従事者の高齢化が進み、今後の労働力、後継者の確保が重要な課題となっている。

島田市川根町身成地区の茶業の中心的な荒茶加工組織である「静岡茶農業協同組合」(以下茶農協)の受益面積は、地区茶園の83%(55ha/66ha)を占めているが、茶農協の組合員(101名)のうち、59%が60歳以上であり、また、茶農協を取り巻く環境は、茶農家に支払う生葉価格は低下傾向にあり、高齢化と茶価の低迷により生産意欲が低下し、将来耕作の継続が危ぶまれ、耕作放棄地の発生が懸念されている。茶工場の機能強化を図り、高品質の荒茶生産を行うとともに、省力化によって生じた人員等による茶園管理組織を育成し、茶園管理の支援体制を整備することが急務である。

藤枝市朝比奈地区でも、茶生産者の収益は激減し、厳しい経営状況にある。当地区は、傾斜地茶園を多く抱え、乗用型機械導入による省力化は不可能で、経営の低コスト化が見込めないことから、後継者不足による担い手の高齢化、兼業化に歯止めがかかりにくく、耕作放棄地が増加することが懸念される。また、地区内のてん茶工場のうち2工場はてん茶炉を整備済みだが、1工場では半分しかてん茶炉が整備されておらず、半分は簡易な施設で製造しているため(平揉み:もが茶)、低品質なものが生産されることによって産地全体の名声を下げる要因になっている。このため、高品質化が期待でき茶商からの評価も高いてん茶炉での生産量の増加を図ることが急務である。

### 今後の展開方向等

当地域において、高品質な生産品を産出するための施設整備による販売力の強化を行うとともに、新たな担い手の確保や、高齢の農林業者が継続して農業に従事できる体制整備を推進する。

川根本町地区においては、森林整備を推進するための中核的な担い手として「森林組合おおいがわ」の経営を強化し、同組合の施設整備を計画的に行う。これにより、生産コストを低減し林業所得の増加を図るとともに、地元との連携をより一層進め、優良な地元産材の安定供給及び利用促進を行う。また、森林の持つ多面的機能が発揮されるような森林環境の整備を進める。

島田市川根町身成地域においては、集落ごと品種ごとに異なる生葉の特色を活かすとともに、適期摘採による生葉品質の向上のために、少量の生葉でも加工(分別製造)できる荒茶加工ラインを導入する。

また、茶工場の機能強化で削減された茶工場運営スタッフを、高齢な組合員の摘採作業の補助に回すことにより、高齢組合員が少しでも長く、茶園管理に従事できるような体制を整備する。さらには、若手組合員により、農作業受委託や農地集積の受け皿となる農業生産法人を設立し、耕作放棄地の発生防止や定年帰農者の就農先として機能させ、地区茶園の維持、担い手農家の確保による地域活性化を図る。

藤枝市朝比奈地区においては、てん茶産地として、競合する他産地に対抗するためにも、残された1工場の製茶機械を本格的なレンジ式てん茶炉に切り替える。全量をてん茶炉製造することで品質向上が図られ、一番茶から秋冬番茶までの販売額が向上し、地域農業者の所得向上につながることを期待される。

また、同地区内の他のてん茶工場2工場との連携により、茶商の求める高品質なてん茶の生産量が確保されることとなり、同地区の茶としてブランド化が推進され、地域の農業者の経営安定が図られることで、耕作放棄地の減少に繋がるなど集落環境の安定に寄与することで、地域の定住人口の安定促進が図られることとなる。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
川根本町	川根本町地区	生産機械施設(林業機械施設)	森林組合おおいがわ	有	イ	
島田市	川根町身成地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	静香茶農業協同組合	有	イ	
藤枝市	朝比奈地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	(有)青羽根茶業	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
川根本町	川根本町地区	中山間地域等直接支払交付金	川根本町	平成12年度から平成26年度(予定)
島田市	川根町身成地区	中山間地域等直接支払交付金	島田市	〃
藤枝市	朝比奈地区	中山間地域等直接支払交付金	藤枝市	〃
川根本町	川根本町地区	県単独農林業振興事業費助成	森林組合おおいがわ	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 に対する県単独の嵩上げ事業
島田市	川根町身成地区	県単独農林業振興事業費助成	静香茶農業協同組合	
藤枝市	朝比奈地区	県単独農林業振興事業費助成	(有)青羽根茶業	

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

### 3 活性化計画の区域

川根本町地区（静岡県榛原郡川根本町）	区域面積	49,672ha
<p>区域設定の考え方</p> <p>法第3条第1号関係：          活性化区域における林業は下記のとおり地域の重要な産業として位置づけられている。          1) 森林面積は46,695haであり、総面積の94%を占めている。また森林面積46,695haのうち民有林面積は19,701ha、さらにそのうちの人工林面積は14,115haである。          2) 当該区域の全3,043戸（H20.12末）中、農林業に携わるものは1,221戸であり、40.1%を占めている。</p> <p>法第3条第2号関係：          当該地区の人口は、平成16年3月末現在9,540人であったが、平成20年3月末には8,903人となり、4年間で637人減となっている。過疎化・高齢化が進展している中、林業を振興し地域の活性化を図り、定住人口の維持確保、交流促進が必要不可欠な地域である。</p> <p>法第3条第3号関係：          当該区域は全域が山村振興法に基づき指定されている振興山村であり、静岡県の人口密度488人/km<sup>2</sup>に対し当該区域は17.4人/km<sup>2</sup>と人口密度も低く、市街地を形成している区域及び都市計画法に基づき指定された用途地域を含んでいない。</p>		

川根町身成地区（静岡県島田市）	区域面積	2,244ha
<p>区域設定の考え方</p> <p>法第3条第1号関係：          当該区域の総面積2,244haのうち農林地面積は2,020haで90%を占めている。また、全就業者数885人に対し、農林漁業従事者数は386人で43.6%と農林漁業が重要な区域であるとともに、それに伴う製造業が産業の中心を担っている区域である。</p> <p>法第3条第2号関係：          当該地区の人口は、平成16年3月末現在1,385人であったが、平成20年3月末には1,331人となり、4年間で54人減となっている。また農林漁業者の高齢化や担い手不足から地域活性化の観点から基幹作物である茶の振興を図り、定住人口の減少の抑制を推進していくことが必要不可欠と考える。</p> <p>法第3条第3号関係：          当地区は、地理的条件から人家及び商店は10地区に点在している、また、商店についても、地区内に7店舗で市街地を形成している区域はない。</p>		

朝比奈地区（静岡県藤枝市）	区域面積	2,898 h a
区域設定の考え方		
法第3条第1号関係：		
当該地区の総面積2,898haのうち、農林地面積は2,632haで90.8%を占め、農林業以外の産業はない。また、農業従事者数は696人と地区人口2,455人の28.3%を占めている。		
法第3条第2号関係：		
当該地区の人口は、平成16年3月末現在2,507人であったが、平成20年3月末には2,358人となり、4年間で149人減となっているとともに、農業者の高齢化が進みつつあり、活性化のためには定住及び地域間交流を促進することが必要不可欠な地域である。		
法第3条第3号関係：		
当地区は、朝比奈川上流域にあり、周囲を急峻な山に囲まれており、地理的条件から市街地を形成している地域はない。また、当地区は全域が都市計画区域外のため、用途地域はない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

該当なし

(2)市民農園施設の規模その他の整備に

整備計画	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	工事期間	備考
建築物									
工作物									
計									

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	<div data-bbox="1099 635 1816 855" style="border: 1px solid black; padding: 20px; font-size: 2em; font-weight: bold;">該当なし</div>	
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		



## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画最終年度の翌年度の平成24年8月末までに次の手法により計画主体である静岡県と川根本町、島田市、藤枝市が共同で目標の達成状況の評価し、第三者による意見を聞いて検証を行う。本計画は、地域の主要産物である林業と茶業の振興を図り、木材生産量の増産と定住人口の減少を抑制することを目標としている。

- 1 住民基本台帳で転入・転出口を集計し、定住人口の増減を把握し、評価する。
- 2 静岡県木材業者等動態調査によって、当該地域の素材生産量を把握した上で評価を行う。